

**音声利用 IP 通信網サービス契約約款の一部改正  
新旧対照**

旧	新								
<p>(協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結)</p> <p><b>第43条</b> 契約の申込みの承諾を受けた者又は利用権を譲り受けることの承諾を受けた者(以下この条において「契約者等」といいます。)は、別記16に定める協定事業者(事業法第9条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします。)がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その協定事業者と別記16に定める電気通信サービスに係る契約を締結したこととなります。</p> <p>ただし、契約者等からその協定事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(注)本条第1項の規定は、当社が別に定める音声利用 IP 通信網サービスについて準用します。</u></p>	<p>(協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結)</p> <p><b>第43条</b> 契約の申込みの承諾を受けた者又は利用権を譲り受けることの承諾を受けた者(以下この条において「契約者等」といいます。)は、別記16に定める協定事業者(事業法第9条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします。)がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その協定事業者と別記16に定める電気通信サービスに係る契約を締結したこととなります。</p> <p>ただし、契約者等からその協定事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。</p> <p>2 (略)</p>								
<p><b>料金表</b></p> <p>通則 (略)</p> <p><b>第1表 料金(重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。)</b></p> <p>第1類 基本料金 (略)</p> <p>第2類 通信料金</p> <p>第1 ～ (略)</p> <p>第3</p> <p>第4 第4種サービスに係るもの</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 国内通信の種類等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 国内通信の種類等	(略)	<p><b>料金表</b></p> <p>通則 (略)</p> <p><b>第1表 料金(重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。)</b></p> <p>第1類 基本料金 (略)</p> <p>第2類 通信料金</p> <p>第1 ～ (略)</p> <p>第3</p> <p>第4 第4種サービスに係るもの</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 国内通信の種類等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 国内通信の種類等	(略)
区 分	内 容								
(1) 国内通信の種類等	(略)								
区 分	内 容								
(1) 国内通信の種類等	(略)								

新旧対照

旧	新
<p>(2) 国内通信に関する料金の減免</p> <p>次の通信については、第33条（通信料金の支払義務）の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p> <p>ア 電気通信番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして行う通信</p> <p>イ 災害用伝言ダイヤルを利用して行う通信</p> <p>ウ 電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のために当社が設置する電気通信設備等であって、当社が指定したものの通信</p> <p>エ <u>当社の電話サービス契約約款に規定する電気通信サービス、総合デジタル通信サービス契約約款に規定する電気通信サービス、音声利用 I P通信網サービス契約約款に規定する電気通信サービス、特定地域向け音声利用 I P通信網サービス契約及び東日本大震災に伴い設置される応急仮設住宅向けの音声利用 I P通信網サービス契約約款に規定する電気通信サービスへの通信</u></p> <p>オ 当社が別に定める電気通信サービスへの通信</p>	<p>(2) 国内通信に関する料金の減免</p> <p>次の通信については、第33条（通信料金の支払義務）の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p> <p>ア 電気通信番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして行う通信</p> <p>イ 災害用伝言ダイヤルを利用して行う通信</p> <p>ウ 電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のために当社が設置する電気通信設備等であって、当社が指定したものの通信</p> <p>エ <u>当社の電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款、音声利用 I P通信網サービス契約約款及び特定地域向け音声利用 I P通信網サービス契約に規定する電気通信サービスへの通信</u></p> <p>オ 当社が別に定める電気通信サービスへの通信</p>
<p>附 則（令和6年12月23日東経営第000200000451号） この改正規定は、令和7年1月1日から実施します。</p>	

端末設備貸出サービスに係る利用規約の一部改正  
新旧対照

旧	新																														
<p>料金表 第1表 料金</p> <p>1 適用 (略)</p> <p>2 機器利用料</p> <p>2-1 第1種サービスに係るもの (略)</p> <p>2-2 第2種サービスに係るもの</p> <p>(1)</p> <p>~ (略)</p> <p>(3)</p> <p>(4) メニュー1、メニュー2又はメニュー3に係るものであって、身体障害者等が利用する宅内機器に関するもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">単 位</th> <th style="width: 20%;">料金額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シルバーホン (ひびき)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>シルバーホン (ふれあい)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>シルバーホン (あんしんS)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>通話録音機能付き 端末</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 シルバーホンについて、当社は、東日本大震災に伴い設置される応急仮設住宅向けの音声利用IP通信網サービスの契約者については、これらの機器を提供しません。</p>	区 分	単 位	料金額 (月額)	シルバーホン (ひびき)	(略)	(略)	シルバーホン (ふれあい)	(略)	(略)	シルバーホン (あんしんS)	(略)	(略)	通話録音機能付き 端末	(略)	(略)	<p>料金表 第1表 料金</p> <p>1 適用 (略)</p> <p>2 機器利用料</p> <p>2-1 第1種サービスに係るもの (略)</p> <p>2-2 第2種サービスに係るもの</p> <p>(1)</p> <p>~ (略)</p> <p>(3)</p> <p>(4) メニュー1、メニュー2又はメニュー3に係るものであって、身体障害者等が利用する宅内機器に関するもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">単 位</th> <th style="width: 20%;">料金額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シルバーホン (ひびき)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>シルバーホン (ふれあい)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>シルバーホン (あんしんS)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>通話録音機能付き 端末</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	料金額 (月額)	シルバーホン (ひびき)	(略)	(略)	シルバーホン (ふれあい)	(略)	(略)	シルバーホン (あんしんS)	(略)	(略)	通話録音機能付き 端末	(略)	(略)
区 分	単 位	料金額 (月額)																													
シルバーホン (ひびき)	(略)	(略)																													
シルバーホン (ふれあい)	(略)	(略)																													
シルバーホン (あんしんS)	(略)	(略)																													
通話録音機能付き 端末	(略)	(略)																													
区 分	単 位	料金額 (月額)																													
シルバーホン (ひびき)	(略)	(略)																													
シルバーホン (ふれあい)	(略)	(略)																													
シルバーホン (あんしんS)	(略)	(略)																													
通話録音機能付き 端末	(略)	(略)																													
	<p>附 則 (令和6年12月23日東経営第000200000451号)</p> <p>この改正規定は、令和7年1月1日から実施します。</p>																														

東日本大震災に伴い設置される応急仮設住宅向けの音声利用 I P 通信網サービス契約約款の廃止  
新旧対照

旧	新
	<p><b>▲東日本大震災に伴い設置される応急仮設住宅向けの音声利用 I P 通信網サービス契約約款の廃止</b> (令和6年12月23日東経営第000200000451号)</p> <p style="text-align: right;">実施 令和7年1月1日</p> <p>東日本大震災に伴い設置される応急仮設住宅向けの音声利用 I P 通信網サービス契約約款（平成23年東経企営第11-9号）は廃止します。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (実施期日)</p> <p>第1条 この約款は、令和7年1月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>第2条 この約款実施前に、旧約款の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、この約款実施の日において、なお従前のおりとします。</p>